

伊達地方消防組合消防本部訓令第1号

伊達地方消防組合消防本部

伊達地方消防組合中央消防署

伊達地方消防組合火災調査規程を次のように定める。

令和7年3月27日

伊達地方消防組合

消防長 三浦 恒男

伊達地方消防組合火災調査規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、法及び火災報告取扱要領（平成6年消防災第100号）の定めるところによる。

(調査の目的)

第3条 調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにし、消防行政に反映することができる資料を得ることを目的とする。

(調査の基本)

第4条 調査は、物的証拠を主体とし、関係者等（法第2条第4項に定める関係者及び火災の発見者、通報者、初期消火者その他調査の参考となる情報を提供し得る者をいう。）の申述に基づいて検討を加え、科学的方法による合理的な事実の解明を図らなければならない。

(調査の区分)

第5条 調査は火災原因調査及び火災損害調査に区分し、その項目は次に掲げるとおりとする。

(1) 火災原因調査

- ア 出火原因 火災の発生経過、延焼拡大要因等
- イ 発見、通報及び初期消火の状況 発見の動機、通報又は初期消火の行動経過等
- ウ 避難状況 避難経路、避難上の支障要因等
- エ 消防用設備等の状況 消防用設備等及び特殊消防用設備等の使用、作動状況等
- オ 防火対策の状況 住宅用防災機器の設置、作動状況等

(2) 火災損害調査

- ア 人的被害の状況 火災による死傷者、り災世帯、り災人員等の人的な被害の状況
- イ 物的被害の状況 火災による焼き、消火、爆発等による物的な損害の状況
(調査の責任)

第6条 消防署長（以下「署長」という。）は、調査の責任を有する。

（調査態勢の確立）

第7条 消防長及び署長は、調査態勢の万全を期するため、調査に従事する職員（以下「調査員」という。）に対し、調査の知識及び技術を教養し、調査技術の向上に努めなければならない。

（主任調査員）

第8条 中央消防署に主任調査員を置く。

- 2 主任調査員は予防係長とし、調査業務を適正に推進するため、調査員に対し積極的に指導又は助言を行わなければならない。

（調査の実施）

第9条 署長は、火災の覚知とともに調査に着手しなければならない。

- 2 署長は、調査員を指定して調査を行わせる。

（調査の協力）

第10条 署長は、大規模火災等で、効率的かつ効果的に調査を行う必要があると認めた場合は、消防長に調査の協力を依頼することができる。

- 2 消防長は、前項の依頼があったときは、消防本部職員のうちから調査員を指名し、調査に協力させるものとする。

（質問）

第11条 調査員は、関係のある者に対し質問し、調査に必要な事実の把握に努めなけれ

ばならない。

(少年等に対する質問)

第12条 少年（18歳未満の者をいう。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第4条に定める身体障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に定める精神障害者に対して質問を行う場合は、立会人を置いて行う。ただし、立会人を置くことで、真実の申述を得られないと認められるときは、この限りでない。

2 署長は、日本語の理解が難しい外国人に関連する火災があった場合は、消防長に通訳人の派遣を要請することができる。

(火災出動時の調査)

第13条 火災に出動した職員は、消火活動を行うとともに、火災状況の見分に努めなければならない。

(現場の保存)

第14条 火災に出動した職員は、消火活動の支障となるような物件の除去、移動等を行う場合は、必要最小限の範囲でこれを行い、写真その他の方法により現状を記録しておくよう努めなければならない。

(調査の立会い)

第15条 調査は、原則として関係者を立会人として実施しなければならない。

2 調査において必要があると認められる場合は、関係者の了承を得て、火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し、若しくは輸入した者（以下「製造事業者等」という。）を立会人とすることができる。

(法第32条に基づく資料提出命令等)

第16条 署長は、製造事業者等から必要な資料の提出が得られない場合は、資料提出命令書（様式第1号）により資料の提出を命じ、必要な事項の報告に応じない場合は、報告徴収書（様式第2号）により必要な事項の報告を求める。

(法第34条に基づく資料提出命令等)

第17条 前条の規定は、関係者から資料の提出が得られない場合又は必要な事項の報告に応じない場合について準用する。

(資料等の保管)

第18条 署長は、製造事業者等又は関係者から資料の提出があったときは、提出者が所

有権を放棄する場合は提出資料受領書（様式第3号）を、所有権を放棄しない場合は提出資料保管書（様式第4号）を提出者に交付する。

- 2 署長は、製造事業者等又は関係者から報告書を受領したときは、提出者に報告徴収受領書（様式第5号）を交付する。

（立入検査の立会い）

第19条 調査のため関係のある場所へ立ち入る場合は、努めて関係者の立会いを得るものとする。

（鑑定）

第20条 署長は、調査のため必要があると認めた場合は、別に定めがある場合を除き、官公署等に鑑定（科学技術的手法により、必要な試験及び実験を行い、その結果をもとに火災の原因判定のための資料を得ることをいう。以下同じ。）を鑑定依頼書（様式第6号）により、依頼することができる。

- 2 署長は、提出資料保管書を交付している資料を鑑定に依頼する場合は、鑑定承諾書（様式第7号）により、提出者の承諾を得ておかななければならない。

（鑑識）

第21条 調査員は、火災の原因又は損害の判定のため必要があると認める場合は、鑑識（火災の原因判定のため、専門的な知識、技術、経験及び機器を活用し、総合的な見地から具体的な事実関係を明らかにすることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

（火災原因の判定）

第22条 調査員は、見分事実、関係のある者の申述その他関係資料等を総合的に検討し、科学的に考察を加えて火災原因を判定しなければならない。

（火災損害の調査）

第23条 調査員は、火災により損害を受けた財産（以下「り災物件」という。）の調査のため必要があると認める場合は、関係者に対しり災申告書（様式第8号—様式第11号）の提出を求める。

（火災即報）

第24条 署長は、火災概要を火災即報（様式第12号）により速やかに消防長に報告しなければならない。

（調査記録）

第25条 調査員は、火災の原因及び損害を明らかにするため、次に掲げる書類のうち、必要とされる書類（以下「調査書類」という。）を作成する。

- (1) 火災原因判定書（様式第13号）
 - (2) 火災出動時における見分調査書（様式第14号）
 - (3) 実況（鑑識）見分調査書（様式第15号）
 - (4) 質問調査書（様式第16号）
 - (5) 損害調査書（様式第17号）
 - (6) 死傷者の調査書（様式第18号）
 - (7) 損害額算定書（様式第19号）
- （調査報告）

第26条 調査員は、調査結果を火災調査書（様式第20号）により署長に報告しなければならない。この場合において、調査書類、り災申告書その他調査に係る資料を添付する。

（消防長への報告）

第27条 署長は、前条の調査結果を原則として火災を覚知した日から起算して60日以内に消防長に報告する。

- 2 署長は、火災の規模、特異な事案等により調査が長期にわたる場合は、その旨を消防長に報告する。

（り災証明）

第28条 消防長は、り災物件について、関係者より証明願いがあったときは、別に定めるところにより証明書を交付する。

（震災時の調査）

第29条 消防長は、地震の発生に伴う大規模な火災の調査（以下「震災時の調査」という。）を円滑に実施するため、執行体制の確立に努めなければならない。

- 2 震災時の調査は、火災損害調査を優先するとともに、出火原因、延焼拡大状況等の記録に重点を置いた火災原因調査を実施する。

（委任）

第30条 この訓令の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

2 伊達地方消防組合火災調査規程（平成14年伊達地方消防組合消防本部訓令第3号）
は、廃止する。

3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊達地方消防組合火災調査規程
により処理している調査については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第16条関係）

伊達地方消防組合達（文書の記号）第 号
年 月 日

住所

職・氏名（法人の場合は名称及び代表者） 殿

伊達地方消防組合
中央消防署長

資料提出命令書

（出火日時）、（出火場所）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、
消防法（第 32 条・第 34 条）第 1 項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 44 条の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年 月 日までに、 を に提出すること。

（教示）

- 1 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、伊達地方消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、伊達地方消防組合を被告として（訴訟において伊達地方消防組合を代表する者は伊達地方消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えの提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第16条関係）

伊達地方消防組合達（文書の記号）第 号
年 月 日

住所

職・氏名（法人の場合は名称及び代表者） 殿

伊達地方消防組合
中央消防署長

報告徴収書

（出火日時）、（出火場所）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに、文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

（教示）

- 1 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、伊達地方消防組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊達地方消防組合を被告として（訴訟において伊達地方消防組合を代表する者は伊達地方消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第18条関係）

（暦年に相当する数字）（文書の記号） 第 号
年 月 日

住所

職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）

伊達地方消防組合
中央消防署長

提出資料受領書

（提出日）に提出された下記の資料を受領しました。

記

様式第4号（第18条関係）

（暦年に相当する数字）（文書の記号）第 号
年 月 日

住所

職・氏名（法人の場合は名称及び代表者）

伊達地方消防組合
中央消防署長

提出資料保管書

（提出日）に提出された下記の資料を保管しました。

なお、この提出資料保管書は、提出した資料が返却されるまで紛失しないように保管してください。

記

上記資料について、還付を受け、受領しました。

年 月 日

受領者
会社名等
職・氏名

様式第5号（第18条関係）

（暦年に相当する数字）（文書の記号）第 号
年 月 日

住所

職・氏名（法人の場合は名称及び代表者） 殿

伊達地方消防組合
中央消防署長

報告徴収受領書

（提出日）に提出された下記の報告書を受領しました。

記

様式第6号（第20条関係）

（暦年に相当する数字）（文書の記号）第 号
年 月 日

様

伊達地方消防組合
中央消防署長

鑑定依頼書

火災調査のため必要がありますので（別添資料について）下記事項の鑑定を依頼します

記

様式第7号（第20条関係）

年 月 日

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

住 所
氏 名
連絡先

鑑定承諾書

火災調査のため、下記の資料について鑑定することを承諾します。
なお、鑑定後は（お返し、処分して）ください。

記

様式第8号（第23条関係）

年 月 日

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

申告者 住 所
職業・氏名
電話番号

不 動 産 り 災 申 告 書

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と申告者との関係		所有者・管理者・占有者	
	り災場所					
2	建築又は購入時の経過					
	建築・購入年月		3.3 ㎡（坪）当たりの金額		総金額	
	推定・記録・記憶・不明		推定・記録・記憶・不明			
	年 日		円		円	
3	取得後の経過					
	修繕・改築年月		修繕・改築した箇所		修繕・改築に要した金額	
	推定・記録・記憶・不明		推定・記録・記憶・不明			
	年 日				円	
	増築年月		増築の概要・増築面積		増築に要した金額	
	年 日		・ (㎡)		円	
4	り災前の建物詳細					
	建物の用途					
	構 造	屋 根	外 壁	階 数	建築面積	延べ面積
					㎡	㎡
	居住世帯数・居住人員			世帯 人		
5	建物・収容物以外のり災状況					
	り災物件名	り災の別	数量又は面積		購入価格	経過年数
		焼 消 爆			円	年
		焼 消 爆			円	年
		焼 消 爆			円	年

6	火災保険の契約		
	契約会社名	契約年月	保険金額
			万円
			万円
			万円

不動産り災申告書記載要領

(1) の欄

り災物件と申告者との関係は、当てはまるものを○で囲んでください。

(2) の欄

- 1 建築・購入年月、金額の欄は、記録（帳簿や契約書など）によって明らかなものなのか、推定によるものかなど、当てはまるものを○で囲んでください。
- 2 金額の欄は、建物を取得した当時の土地の価格を除いた坪当たりの金額と、総金額を円単位で記入してください。

(3) の欄

- 1 取得後の経過の欄は、建物を取得してから、修繕、改築又は増築があった場合に記入してください。
- 2 修繕・改築・増築の欄は、いつ、どこの部分を、どのくらい（㎡）、修繕、改築、増築し、いくら（金額）かかったかを記入してください。

	年 月	修繕等した箇所	金 額
例) 改築	平成 2 年 8 月	1 階事務所部分 30 ㎡	3,532,500 円
例) 増築	昭和 59 年 4 月	2 階住宅部分 20 ㎡	1,520,000 円

(4) の欄

- 1 り災前の建物詳細の欄は、建物の構造、屋根、外壁の構造材、階数、建築面積、延べ面積を記入してください。

	構造	屋 根	外 壁	階数	建築面積	延べ面積
例) 木 造	日本瓦	モ ル タ ル	2 階建	75 ㎡	150 ㎡	
例) 鉄骨造	亜鉛鉄板	石綿セメント板	3 階建	135 ㎡	500 ㎡	

- 2 居住世帯数・居住人員の欄は、建物内すべてに居住する世帯と人員を記入してください。

(5) の欄

- 1 建物・収容物以外のり災状況の欄は、建物・収容物以外の庭木類、塀などがり災した場合に記入してください。
- 2 り災別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物及び熱によって破損した物など
 - (2) 消：消火活動によって濡れた、壊れた、汚れた物など
 - (3) 爆：爆発により壊れた物など
- 3 経過年数の記入は整数とし、1 年未満の端数は切捨てとします。

(6) の欄

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、全て記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第 34 条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した建物 1 棟について 1 枚を使用してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して 7 日以内に提出してください。
- 4 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防署までご連絡ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 中央消防署（電話 024-575-4101） | |
| ☐ 東分署（電話 024-586-1254） | ☐ 西分署（電話 024-582-3190） |
| ☐ 南分署（電話 024-566-2145） | ☐ 北分署（電話 024-577-1244） |

様式第9号 (第23条関係)

年 月 日

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

申告者 住 所
職業・氏名
電話番号

動 産 り 災 申 告 書

[illegible]

動 産 り 災 申 告 書 記 載 要 領

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、当てはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、全て記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名・数量の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。
- 2 り災別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物及び熱によって破損した物など
 - (2) 消：消火活動によって濡れた、壊れた、汚れた物など
 - (3) 爆：爆発により壊れた物など
- 3 経過年数の記入は整数とし、1年未満の端数は切捨てとします。
- 4 ※残存率、減損率、算定額は記入しないでください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防署までご連絡ください。

- ☐ 中央消防署（電話 024-575-4101）
- ☐ 東分署（電話 024-586-1254） ☐ 西分署（電話 024-582-3190）
- ☐ 南分署（電話 024-566-2145） ☐ 北分署（電話 024-577-1244）

様式第9号（その2）（第23条関係）

(表)

[illegible]

(裏)

[illegible]

様式第10号（第23条関係）

年 月 日

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

申告者 住 所
職業・氏名
電話番号

林 野 ・ そ の 他 り 災 申 告 書

1	り 災 年 月 日	年 月 日	り 災 物 件 と 申告者との関係	所有者・管理者・占有者	
	り 災 場 所				
2 林 野	樹 種	樹 齢	焼損面積（a）	焼損材積（m ³ ） 又は本数（本）	
		年			
		年			
		年			
		年			
		年			
3 そ の 他	り 災 物 件 名	り 災 の 別	数量又は面積	購入価格 （円）	経過 年数
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
4 火 災 保 険	契約会社名		契約年月	保険金額	
				万円	
				万円	
				万円	

林野その他り災申告書記載要領

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、当てはまるものを○で囲んでください。

(2の欄)

- 1 樹種ごとに記入してください。
- 2 焼損材積又は本数の欄は、いずれかを記入してください。

(3の欄)

- 1 り災別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物及び熱によって破損した物など
 - (2) 消：消火活動によって濡れた、壊れた、汚れた物など
 - (3) 爆：爆発により壊れた物など
- 2 経過年数の記入は整数とし、1年未満の端数は切捨てとします。

(4の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、全て記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防署までご連絡ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 中央消防署（電話 024-575-4101） | |
| ☐ 東分署（電話 024-586-1254） | ☐ 西分署（電話 024-582-3190） |
| ☐ 南分署（電話 024-566-2145） | ☐ 北分署（電話 024-577-1244） |

様式第11号（第23条関係）

（年 月 日）

伊達地方消防組合
中央消防署長 様

申告者 住 所
職業・氏名
電話番号

車両・船舶・航空機り災申告書

1	り災年月日	年 月 日	り災物件と申告者との関係	所有者・管理者・占有者	
	り災場所				
2 車 両	運転者氏名		購入年月		
	用途別		購入金額		
	車両番号		年 式		
	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		その他	
3 船 舶 ・ 航 空 機	船長・機長名		船名・機名		
	用途・機種		就航年月		
	トン数・最大離陸重量		購入金額		
	焼けた箇所	消火のため濡れた、汚れた、壊れた箇所		その他	
4 積 載 物	り災物件名	り災の別	数量	購入価格(円)	経過年数
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
		焼 消 爆			年
	り災物件との関係	所有者・管理者	氏名		
5	火災保険契約会社名	契約年月		保険金額	
				万円	
				万円	

車両・船舶・航空機り災申告書記載要領

(1の欄)

- 1 り災物件と申告者との関係は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 2 り災した場所の欄は、車両などが火災になった場所を記入してください。

(2の欄)

- 1 用途別の欄には、貨物、貨物乗用、タクシー、乗合バス、機関車、乗客などの別を記入してください。
- 2 車両番号の欄は、陸運局に届け出ている車両登録番号などを記入してください。

(3の欄)

- 1 用途・機種の欄には、客船、貨物船、旅客機、観測機、練習機などの別を記入してください。

(4の欄)

- 1 積載物の欄には、損害を受けた物がありましたら、その品名を記入して下さい。
- 2 り災別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼：火災によって焼けた物及び熱によって破損した物など
 - (2) 消：消火活動によって濡れた、壊れた、汚れた物など
 - (3) 爆：爆発により壊れた物など
- 3 経過年数の記入は整数とし、1年未満の端数は切捨てとします。
- 4 り災物件との関係、氏名の欄は、申告者と積載物の所有者が異なる場合にのみ、該当する関係を○で囲み氏名を記入してください。

(5の欄)

車両等の火災保険に加入している場合のみ記入してください。

備考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この申告書でわからないことがありましたら、下記消防署までご連絡ください。

☐ 中央消防署（電話 024-575-4101）

☐ 東分署（電話 024-586-1254） ☐ 西分署（電話 024-582-3190）

☐ 南分署（電話 024-566-2145） ☐ 北分署（電話 024-577-1244）

様式第12号（第24条関係）

火 災 即 報

				火災番号	(本部固有火災番号)							
火災種別	1 建物		2 林野		3 車両		4 船舶		5 航空機		6 その他	
出火場所												
火元責任者	住 所 職業・氏名 生 年 月 日 年 月 日 歳											
出火日時	月 日 時 分頃											
覚知（入電）	月 日 時 分				覚知（指令）		月 日 時 分					
放水開始（署）	月 日 時 分				放水開始（団）		月 日 時 分					
火勢鎮圧時分	月 日 時 分				鎮火時分		月 日 時 分					
火元の用途					火元の業態							
事業所名					火災警報							
気象状況	天気		風向		風速		気温		湿度			
出火原因	発火源				経過				着火物			
死傷者数	死 者： 歳（性別） 歳（性別） 歳（性別） 歳（性別） 歳（性別） 人 負傷者： 重症 人 ・ 中等症 人 ・ 軽症 人											
り災状況	り災世帯： 世帯 名（全損 世帯・半損 世帯・小損 世帯）											
焼損程度	全焼 棟・ 半焼 棟・ 部分焼 棟・ ぼや 棟											
焼損面積等	火元建物		床： m ² ・ 表： m ²									
	類焼建物		床： m ² ・ 表： m ²									
	林野 a ・ 車両 台 ・ 船舶 艘 ・ 航空機 機											
消火活動状況	署（ 台 人）・団（ 台 人）・他（ 台・機 人）											
火災の概要 及び消防隊の 活動概要	【火災概要】											
	【発見・通報・初期消火の状況】											
	【活動概要】											
備考												
報告日時	年 月 日 時 分											
報告者職氏名												

注 備考欄は、今後の消防活動に参考となる事項、死傷者の情報、住宅用火災警報器の設置状況等を記入すること。

様式第13号（第25条関係）

	火災番号	(本部固有火災番号)
火 災 原 因 判 定 書 火災番号第 号 の火災について、次のとおり判定した。 年 月 日 所 属 階級・氏名		

様式第14号（第25条関係）

		火災番号	(本部固有火災番号)
火災出動時における見分調査書			
火災番号第 号の火災について、 として消防活動に従事し、次のとおり見分した。			
年 月 日			
所 属			
階級・氏名			

様式第15号（第25条関係）

		火災番号		(本部固有火災番号)	
実況（鑑識）見分調査書（第 回）					
火災番号第 号の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。					
年 月 日					
所 属					
階級・氏名					
見分日時	年		月	日	時 分 開始
	年		月	日	時 分 終了
場所及び物件					
立会人氏名					

様式第16号（第25条関係）

		火災番号	(本部固有火災番号)
質問調査書（第 回）			
火災番号第 号の火災について、下記の者に質問したところ任意に、次のとおり申述した。			
年 月 日			
所 属			
階級・氏名			
申述者	住所（連絡先）		
	氏名		
聴取日時	年 月 日 時 分頃		
聴取方法	☐ 立会い ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（ ）		

様式第17号（第25条関係）

損 害 調 査 書

年 月 日

所 属
階級・氏名

				火災番号	(本部固有火災番号)				
り災番号				り災場所					
関係者氏名				区分	☐ 所有 ☐ 占有 ☐ 管理 ☐ その他				
り災種別		☐ 建築物 ☐ 車両 ☐ 船舶 ☐ 航空機 ☐ その他							
建築物	構造	☐ 木造 ☐ 防火 ☐ 準耐火(木)			階数	地上 階			
		☐ 準耐火(非) ☐ 耐火 ☐ その他				地下 階			
	用途								
	建築面積	㎡		延べ面積		㎡			
	焼損程度	☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 部分焼 ☐ ぼや							
	り災程度	全損		半損		小損		合計	
世帯 人		世帯 人		世帯 人		世帯 人			
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長				登録番号 船名・機名				
	自家用・営業用 トン数				車両種別 船種・機種		年 月		
	用途				取得年月		年 月		
建築時単価・取得金額			円		経過年月		年 月		
焼損状況	焼損床面積	階		階		階		階	計
		㎡		㎡		㎡		㎡	㎡
	焼損表面積				焼き損害額		円		
	損害状況等				消火損害額		円		
					爆発損害額		円		
			合計			円			
収容物・積載物		焼き損害額		消火損害額		爆発損害額		合計	
損害状況		円		円		円		円	
☐ 損害算定書類添付					損害額合計		円		
備考									

り災番号		り災場所						
関係者氏名			区分	☐ 所有 ☐ 占有 ☐ 管理 ☐ その他				
り災種別	☐ 建築物 ☐ 車両 ☐ 船舶 ☐ 航空機 ☐ その他							
建築物	構造	☐ 木造 ☐ 防火 ☐ 準耐火(木)			階数	地上 階		
		☐ 準耐火(非) ☐ 耐火 ☐ その他				地下 階		
	用途							
	建築面積	㎡		延べ面積		㎡		
	焼損程度	☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 部分焼 ☐ ぼや						
	り災程度	全損		半損		小損		合計
世帯 人		世帯 人	世帯 人	世帯 人				
車両・船舶・航空機	運転者氏名 船長・機長				登録番号 船名・機名			
	自家用・営業用 トン数				車両種別 船種・機種	年 月		
	用途				取得年月	年 月		
建築時単価・取得金額		円		経過年月		年 月		
焼損状況	焼損床面積	階	階	階	階	階	計	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	焼損表面積				焼き損害額	円		
	損害状況等				消火損害額	円		
					爆発損害額	円		
					合計	円		
収容物・積載物	焼き損害額	消火損害額		爆発損害額		合計		
損害状況	円	円		円		円		
☐ 損害算定書類添付					損害額合計	円		
備考								

様式第18号（第25条関係）

				火災番号	(本部固有火災番号)			
死傷者の調査書 火災番号第 号の火災について、調査した結果は次のとおりである。 年 月 日 所 属 階級・氏名								
死傷者番号								
死傷者の情報	氏 名					発生 区分	出 火 者	
	生年月日	年 月 日 (歳)						
	職 業			性別				
死者	死者の発生場所					区分		
	死者の状況	作業中						
		火気取扱						
		死因						
		起床						
		飲酒						
		傷病						
		寝たきり						
		身体不自由者						
	死者の発生した経過							
出火時同一の建物等にいた人数		同棟・車両等		人	同室等	人		
負傷者番号								
負傷者の情報	氏 名					負傷者 区分		
	生年月日	年 月 日 (歳)						
	職 業			性別				
負傷者	受傷部位 及び内容					負傷 程度		
	避難方法							
	受傷原因							
	受傷状況							
特記事項								

様式第19号（第25条関係）

	火災番号	(本部固有火災番号)
損 害 額 算 定 書		
火災番号第 号の火災について、次のとおり損害を算定した。		
年 月 日		
所 属		
階級・氏名		

様式第20号（第26条関係）

火 災 調 査 書

年 月 日

所 属
階級・氏名

										火災番号		(本部固有火災番号)						
出火日時																		
覚知（入電）								覚知（指令）										
放水開始（署）								火勢鎮圧										
鎮火																		
覚知方法								火災種別										
火元	出火場所																	
	建物名																	
	事業所名								出火階		階							
	用途						業態						火元区分					
	ふりがな 氏 名								年齢		歳		職業					
	住所																	
	構造								階数		地上 階		地下 階					
	焼損程度								令別表用途									
	建築面積		㎡						延べ面積		㎡							
	焼損床面積		㎡						焼損表面積		㎡							
損 害	焼損棟数	全焼		棟				火災による		死者		人						
		半焼		棟				死傷者数		傷者		人						
		部分焼		棟				り災世帯数		世帯								
		ぼや		棟				り災人員		人								
		計		棟				損害額		円								
原 因	出火箇所		出火源				経過		着火物									
	(番号)		(番号)				(番号)		(番号)									
気 象	天候						気温		℃		気象注意報等							
	風向						積雪		cm									
	風速		m/s				相对湿度		%									

火災・原因概要	
発見・通報・初期消火状況	【発見状況】 【通報状況】 【初期消火状況】
原因判定理由	

防火対象物	防火管理者氏名				役職						
	防火管理状況		☐ 添付資料による（ ）								
	消防計画				避難訓練						
	統括防火管理				防火対象物定期点検報告制度						
	特記事項		☐ 添付資料による（ ）								
危険物施設	保安監督者氏名				役職						
	特記事項		☐ 添付資料による（ ）								
立入検査	立入検査実施日										
	指摘事項等		☐ 添付資料による（ ）								
消防用設備等の設置状況								住宅防火対策			
消火設備		警報設備		避難設備		消火活動上必要な設備		住宅用		防災品	
設備等名称				使用状況・（不）作動状況等							
備考											

書 類 目 録

[illegible]